

## 第5章 史跡の保存活用における基本方針

### 第1節 大綱

---

史跡の保存・活用・整備は、史跡を確実に恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

それは、奄美市が将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けて、各種施策が実践されていく中で、関連施策と十分調整を図りながら総合的に進められなければならない。

史跡の保存・活用・整備は、史跡のことだけに留まるものではなく、史跡を中核としたまちづくりの施策である。その施策の進展は、奄美市の独自性・固有性を高め、さらに住民の誇り・愛着を醸成するものとして欠かせない資源ともなる。

#### 史跡の本質的価値

- (1) 夜光貝匙等をはじめとする貝製品の集中的製作が行われた生産遺跡
- (2) 6～7世紀における生業や食料等の暮らしがわかる遺構・遺物に恵まれた遺跡
- (3) 6～7世紀の奄美社会を解明する遺跡
- (4) 南方物産のひとつとしての夜光貝交易の様子をうかがわせる遺跡



南西諸島を代表する古墳時代並行期の貝製品生産遺跡

—亜熱帯の自然の恩恵を受けた美しい貝製品生産の歴史を体感し、伝えていくまち小湊—

### 第2節 基本方針

---

「奄美市総合計画」における施策の大綱に従いながら、将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けた史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備における基本方針を、以下のとおり定めるものとする。

## 小湊フワガネク遺跡における保存活用の基本方針

I	[保存] 小湊フワガネク遺跡について、史跡の既指定地と未指定地を対象として、本質的価値を損なわないように、適切な維持管理を行い、恒久的保存を図る。
II	[活用] 亜熱帯の豊かな自然の恵みを受けながら営まれていた暮らしを体感、学習できる知的空間として活用・整備し、また郷土教育の教材として育んでいく。
III	[活用] 調査研究を重ねながら、史跡の本質的価値を一層引き出し、ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め、観光資源として育んでいく。
IV	[整備] 史跡の保存環境と地域住民の生活環境及び景観の調和と保全を図りながら、安らぎの空間として、史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る。
V	[体制] 史跡の保存・活用・整備は持続可能なものとし、奄美市における体制の充実に努めながら、行政だけではなく地域住民や市民が史跡の価値を共有し、特に保存・活用に対して積極的に参画し、市民協働による取り組みを醸成する。

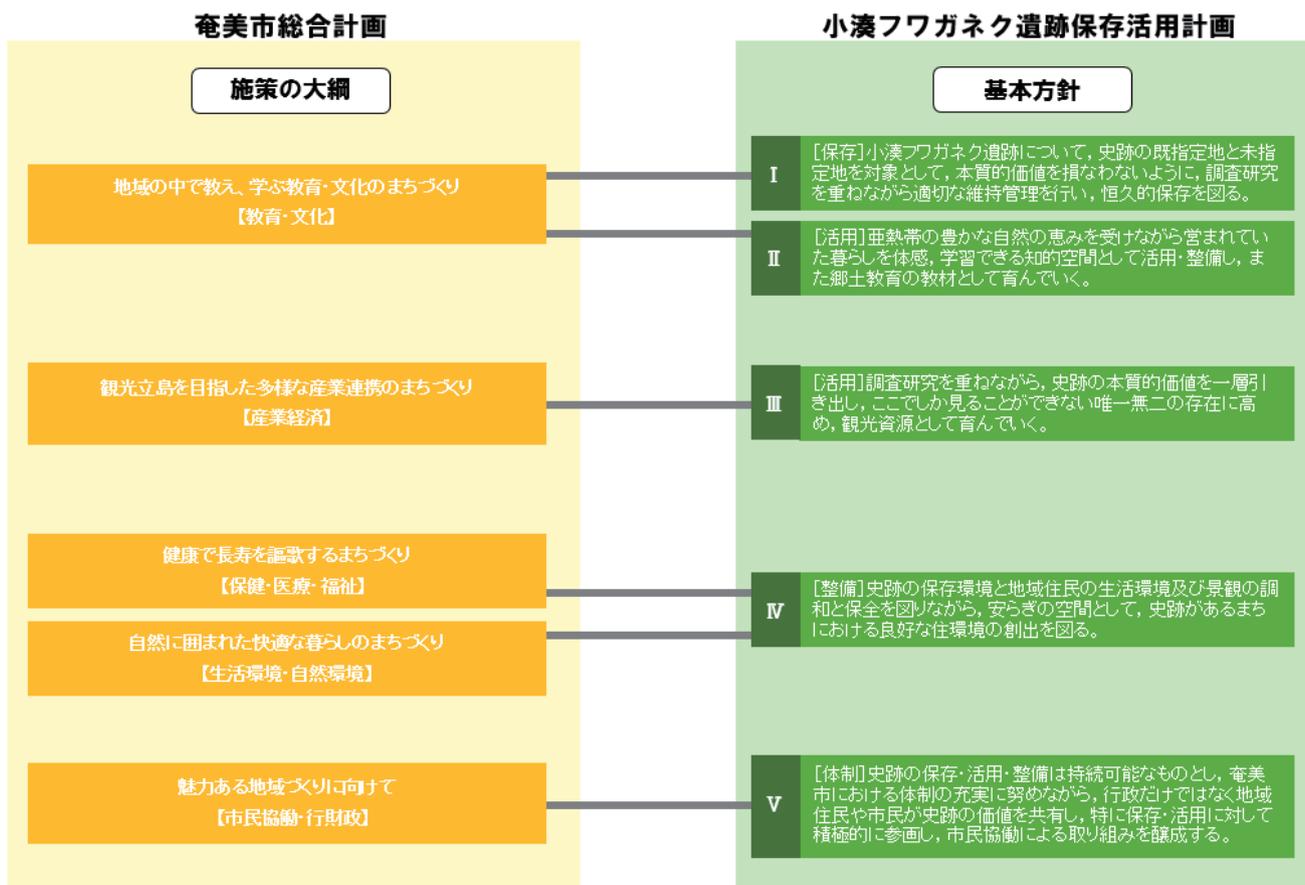


図 77 奄美市総合計画と史跡保存活用計画における施策の対応関係

## 第6章 史跡の保存

### 第1節 保存の方向性

史跡が立地する砂丘地について、遺跡分布範囲を中心に保存計画区域を設定し、その範囲内における既指定地の適切な保存管理を進めていく。あわせて継続的な発掘調査や出土遺物の分析を行い、小湊フワガネク遺跡の全体像の解明を進めていくことにより、史跡の価値を一層高め、その成果に基づき遺跡の保存を展開させていく。

保存計画区域内では、史跡の本質的価値を確実に保存するため、遺跡分布や土地利用状況等に基づいて地区区分を行い、想定される現状変更の行為を整理し、それぞれの行為に対する取り扱い基準を定めて、適切に対処する方策を実施していく。

既指定地と一体的に保全することが必要な範囲で、未指定地については、土地所有者の理解と協力を得ながら随時、追加指定を進めていく。また、既指定地の土地利用状況等を鑑みながら、その公有化の必要性等を検討する。

さらに、史跡単体のみではなく、史跡が所在する砂丘一帯の自然環境や伝統的農業景観とも調和を図りながら、周辺文化財群も含めた一体的な保存を推進し、地域の自然・歴史・文化を繋ぐさまざまなストーリーを語れる場としての醸成を図る。そのために、行政と市民の連携による保存管理体制を整え、取り組みを進めていく。

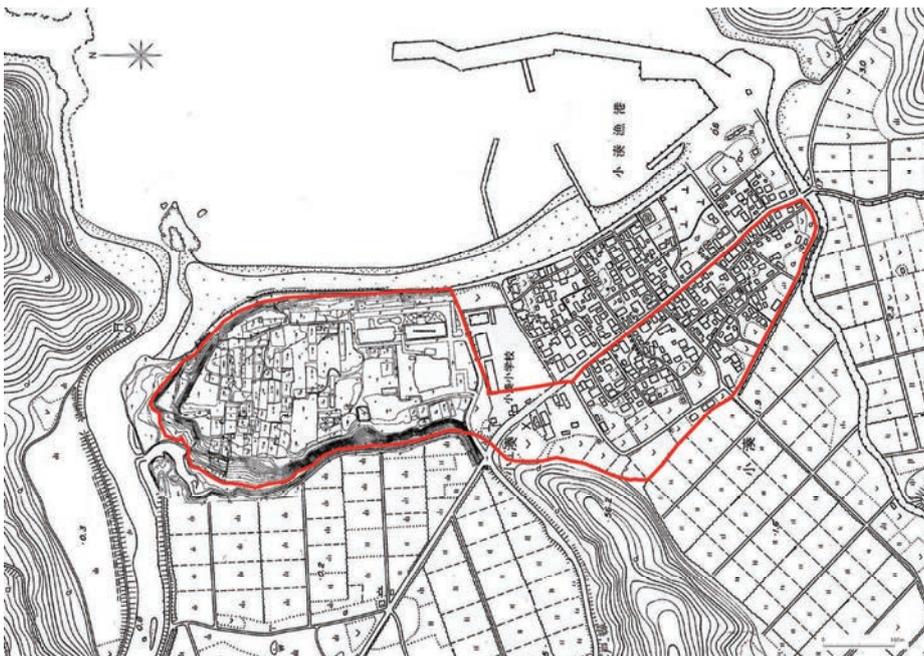


図 78 保存計画区域の範囲

## 第2節 保存の方法

---

### 1 保存計画区域の対象範囲

---

史跡小湊フワガネク遺跡の範囲は、平成9年度（1997）の緊急調査、平成12～14年度（2000～2002）の範囲確認調査の結果に基づき、古墳時代後期並行期の兼久式土器の出土が確認できた範囲の一部に限られている。指定地以外の範囲にも小湊フワガネク遺跡は分布しており、南側に連続して分布する小湊集落遺跡も一連の遺跡として理解できるものである。その時代も弥生時代並行期、古墳時代前期並行期、古墳時代後期並行期、中世の長期間に及んでいるものの、現段階ではその全貌が解明できているわけではない。

そこで、本計画においては、史跡指定地とともに史跡指定地以外的小湊フワガネク遺跡と小湊集落遺跡まで含めて保存計画区域の対象範囲とする（図78）。

### 2 地区区分

---

史跡を適切に保存管理していくため、発掘調査により明らかにされている遺跡の分布状態、土地利用の現況等を思量しながら、保存計画区域について地区区分を行い（表25・図79）、各地区で現状変更等の取扱方針を定め、保存管理を進めていく。なお、この地区区分及びその範囲は、今後の追加指定や発掘調査の進展により随時変更されるものである。

地区区分		概要
A地区	A-I地区	小湊フワガネク遺跡の範囲内で史跡指定が行われている区域。
	A-II地区	小湊フワガネク遺跡の範囲内で史跡指定が行われていない区域。今後、追加指定をめざす
B地区		小湊フワガネク遺跡と一体的に保存を図る区域。
C地区		小湊フワガネク遺跡及び小湊集落遺跡の範囲内で史跡指定が行われていない区域。通常の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。

表25 地区区分の概要

### 3 各地区の現況

---

#### (1) A-I地区の現況

建築物はなく、畑地として利用されている。畑地には、農業用水管が埋設され、スプリンクラーが各所に設置されている。営農活動に伴う簡易的な物置が建てられている箇所もある。また「奄美

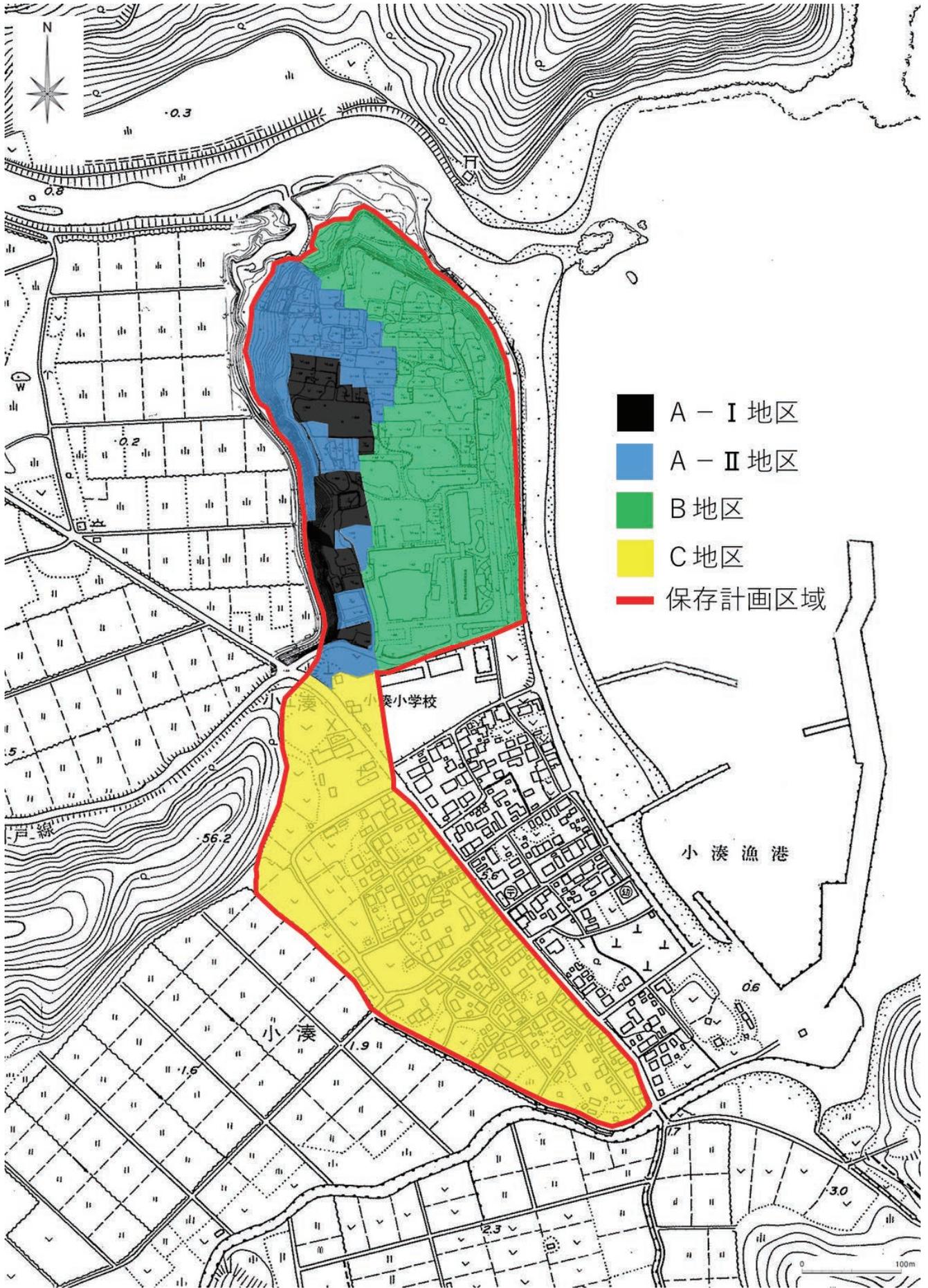


図 79 小湊フワガネ遺跡の地区区分

看護福祉専門学校」の施設建設工事の際に設けられた汚泥沈殿池跡が残されている。畑地は、短冊形や方形に細かく区画され、土地境界にはソテツが植栽されて伝統的な農業景観が残されている。

## (2) A-Ⅱ地区の現況

A-Ⅰ地区とほぼ同様である。

## (3) B地区の現況

「奄美看護福祉専門学校」の校舎・寮・多目的ホール等の建築物があり、学校施設に伴う上下水道管が道路部分に埋設されている。その他の区域は畑地として利用されている。畑地については、A-Ⅰ・A-Ⅱ地区と同様である。

## (4) C地区の現況

県道・市道が敷設されていて、小湊集落の居住部分に当たる区域である。「奄美市立小湊小学校」の敷地の一部が含まれ、校舎・旧給食室等の建築物もある。地下には、上下水道管等が埋設されている。家屋の新設・改築・解体・撤去、道路工事、上下水道管工事等に伴う掘削行為が行われる可能性が高い。

## 4 日常管理

史跡を適切に保存していくためには、行政だけではなく地域住民と協働して、日常的な保存管理の取り組みを図る必要がある。現在、奄美市教育委員会は、史跡土地所有者、小湊町内会、奄美看護福祉専門学校と連携しながら、表 26 に記載した日常的保存管理の取り組みを実施している。

また、奄美市教育委員会は、保存計画区域について、小湊町内会と緊密な連携を行いながら定期的な巡回を実施し、目視確認を行うものとする。史跡指定地内の清掃や草木伐採等においても、内容に応じて定期的な頻度を定め、継続的に実施し、環境保全に努めるものとする。

自然災害時には、奄美市ハザードマップと関連させ、自然災害後の被害状況の点検を行う。

関係者	日常的保存管理の取り組み
奄美市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡保存計画区域の定期的巡回</li> <li>○史跡指定地及び海浜の清掃</li> <li>○年 4 回程度の史跡指定地の草木伐採</li> <li>○里道の草木伐採</li> <li>○土地境界に植栽されたソテツ管理</li> <li>○史跡説明板の点検・管理</li> <li>○砂丘地形の経過観察</li> <li>○自然災害時における被害状況の点検</li> </ul>
史跡の土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○畑地の管理</li> <li>○ソテツの管理</li> </ul>

小湊町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡指定地及び海浜の清掃</li> <li>○年4回程度の史跡指定地の草木伐採</li> <li>○里道の草木伐採</li> <li>○史跡説明板の点検・管理</li> <li>○砂丘地形の経過観察</li> </ul>
奄美看護福祉専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡指定地の清掃</li> <li>○学校敷地の管理</li> </ul>
奄美市立小湊小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校敷地の管理</li> </ul>

表 26 関係者における日常的保存管理

## 5 現状変更等の取扱方針及び基準

### (1) 現状変更等の取扱方針

本節2で示した地区区分に応じて、地区内で予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、取扱方針及び基準を定める。

#### ①A-I地区

文化財保護法に基づいた史跡指定が行われている地区であり、史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物や遺跡立地を適切かつ確実に保存していかなければならない。原則として、史跡の保存・活用を目的とする行為以外は現状変更を認めないこととする。ただし、農業用水管や農道等、住民生活の維持に関わるものや史跡整備に関わるものについては、遺跡に影響を与えない範囲・方法で対処を図るものとする。A-I地区における現状変更行為は、文化財保護法125条による許可制で行われる。現状変更の許可申請区分については、表27に示す。

#### ②A-II地区

今後の追加指定を目指す地区であり、史跡指定地(A-I地区)に準ずる重要区域であるため、土地所有者等の理解・協力を得ながら積極的に保存に取り組んでいくものとする。

農業用水管や農道等、住民生活に関わる公益性の高いものは、共存を図る対応を行い、遺跡に影響がない範囲・方法で認める方針とする。

A-II地区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たるので、開発行為を行う場合は、事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。奄美市教育委員会に相談されたい。

#### ③B地区

小湊ワガネク遺跡の外縁部分に接する地区で、史跡の本質的な価値にも関わる地形を維持していく上で欠かせない部分となる。土地所有者等の理解・協力を得ながら、史跡指定地と一体的な保存を積極的に進めていく地区である。また遺跡範囲の確認調査も、土地所有者等の理解・協力を得

ながら継続的に実施し、全体的な様相を明らかにしていくことが望ましい。その調査結果をみながら、史跡範囲についても適宜追加指定を検討していくものとする。

#### ④C 地区

小湊集落の居住区域に当たる地区である。A-Ⅱ地区と同様、「周知の埋蔵文化財包蔵地」となる部分であり、「小湊フワガネク遺跡」及び「小湊集落遺跡」の範囲からA-Ⅰ・A-Ⅱ地区及びB地区を除いた区域である。

C地区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たるので、開発行為を行う場合は、事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。奄美市教育委員会に相談されたい。

住宅の新築・増改築・解体撤去作業や上下水道管の新設・改築補修工事等において、発掘調査の実施を調整し、調査結果に応じながら、土地所有者等と保存のための協議を行い、遺跡の保護について理解・協力を求めていく。

#### (2) 現状変更の法的根拠

「文化財保護法」第125条に「現状変更等の制限及び原状回復の命令」として、下記の規定が記されている。

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

史跡内における現状変更については、第125条第1項の規定で「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と制限が設けられていて、原則的に文化庁長官の許可が必要とされている。

史跡内における現状変更許可の手続きを必要としない場合は、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」と定められている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項には、市で実施できる現状変更許可（史跡への影響が軽微であるもの）について、下記の規定がある。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

ニ 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとする時も、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとする時も、同様とする。

8 文化庁長官は、第 4 項第 1 号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

この文化財保護法施行令第 5 条により、文化財保護法に定められている第 43 条(現状変更等の制限)、第 53 条(所有者等以外の者による公開)、第 54・55 条(保存のための調査)関係について、県及び市で行うべき事務の範囲が定められている。

現状変更に係る行為については、いずれの場合においても、関係機関と協議、調整を十分に行う必要があるため、計画の段階で奄美市教育委員会に相談していただくことが望ましい。

### (3) 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、奄美市教育委員会と協議が必要な維持の措置や災害等の緊急・応急時の場合を除き、文化庁長官の許可、または権限委譲を受けた奄美市教育委員会の許可を受ける必要がある。

許可申請区分と関連法		現状変更の許可申請が必要な行為（注1）	小湊フワガネク遺跡で想定される行為の事例
文化庁長官による許可が必要	文化財保護法第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新設、増改築、解体・除去、補修</li> <li>・道路の新設、拡幅、補修</li> <li>・掘削、盛土、砂採取に伴う土地造成等</li> <li>・発掘調査の実施</li> </ul>
奄美市教育委員会による許可が必要	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物(注2)の新築、増改築</li> <li>・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)</li> <li>・既設道路の補修(土地の形状変更を伴わないもの)</li> <li>・史跡管理に必要な施設(注3)の設置、改修</li> <li>・電柱、伝染、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置または改修(土地の形状変更が最小限度のやむをえない程度を超えないもの)</li> <li>・建築物の除却(設置から50年を経過していないもの)</li> <li>・樹木等の伐採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水管等の工作物の新設、撤去、補修</li> <li>・物置小屋等の簡易工作物の新設、増改築、補修、撤去</li> <li>・ソテツの植栽、除去</li> <li>・農道の新設、拡幅、補修</li> <li>・上下水道管の新設、撤去、補修</li> <li>・休耕地等における樹木の伐根</li> </ul>
奄美市教育委員会と協議が必要	文化財保護法第125条但し書き	維持の措置(注4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡のき損、衰亡時の現状復旧</li> <li>・史跡のき損、衰亡の拡大防止措置</li> <li>・史跡のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等によって史跡が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧、応急措置、危険除去等(当該箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等)</li> </ul>
	文化財保護法第125条但し書き	非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等による土砂崩れ、倒壊した工作物の除去、倒木・危険木等の伐採、除去等</li> </ul>
	文化財保護法第125条但し書き	史跡への影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な耕作</li> <li>・日常的な里道管理に伴う伐採</li> <li>・休耕地における樹木の伐採</li> </ul>
(注1) 現状変更許可の申請については、事前に奄美市教育委員会へ相談すること。 (注2) 小規模建築物は、階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増改築の場合は、増改築後の面積)が120㎡以下のものを指す。 (注3) 文化財保護法第115条に規定されるもの。 (注4) 特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則に規定されるもの。			

表 27 現状変更等に伴う許可区分

また、史跡指定地内の畑地等において、従来の土地利用の継続となる日常的な耕作や維持管理行為については、史跡に対する影響が軽微であり、現状変更の許可は不要である。

#### (4) 現状変更の取扱基準

[A-I 地区] (表 28)

現状変更が必要となる行為等	建築物	新築	原則として史跡整備に伴うもの以外の新築は認めない。	
		増改築	遺跡に影響のないものは認める。	
		解体・撤去	遺跡に影響のないものは認める。	
		補修	日常的な維持管理や掘削を伴わない補修は認める。	
	道路	新設	原則として新設は認めない。	
		拡幅	原則として拡幅は認めない。	
		補修	維持管理のための掘削を伴わない補修は認める。	
	土地造成等	掘削	原則として掘削は認めない。	
		盛土	原則として盛土は認めない。しかし、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を実施し、盛土の必要性が確認できた場合は認められる場合もある。	
		砂採取	原則として砂採取は認めない。	
	農業	農業用水管等の 工作物	新設	地下への影響が軽微なものは認める。
			撤去	除去は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。
			補修	地下への影響が軽微なものは認める。補修は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。
		物置小屋やビ ニールハウス等 の簡易工作物	新築	地下への影響が軽微なものは認める。
			増改築	地下への影響が軽微なものは認める。
		ソテツ	植栽	現状保存を原則とする。 景観の維持に係る植栽の場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
			除去	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
		農道	新設	地下への影響が軽微なものは認める。
			拡幅	地下への影響が軽微なものは認める。
			補修	地下への影響が軽微なものは認める。
	上下水道管等の 埋設物	新設	原則として新設は認めない。	
		撤去	除去は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。	
	樹木等	日常的な畑地・ 里道の管理	伐採	遺跡に影響が及ばない伐採は認める。
			抜根	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
		休耕地等に おける樹木	伐採	遺跡に影響が及ばない伐採は認める。
			抜根	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。

自然災害等	自然災害の復旧・防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、目的等が適切な場合だけ認める。

[A-Ⅱ地区]

原則として、A-I地区の取り扱いに準じる。

[B地区] (表29)

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物	新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。	
		増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	道路	新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		拡幅	担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	土地造成等	掘削	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		盛土	所有者に景観保全について理解と協力を求める。	
		砂採取	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。	
	農業	農業用水管等の工作物	新設	担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。
		ソテツ	植栽	認める。
			除去	位置や規模によっては、試掘調査等を行う。
		農道	新設	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	拡幅		所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	補修		所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	上下水道管等の埋設物	新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		撤去	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
		補修	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。	
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		休耕地等における樹木	抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。

自然災害等	自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。

[C 地区] (表 30)

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物	新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。	
	道路	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査や立会調査を行う。	
	土地造成等	掘削	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		盛土	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		砂採取	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。その結果、奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
	農業	農業用水管等の工作物	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		日常的な耕作		認める。
		農道	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	上下水道管等の埋設物	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		休耕地等における樹木	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	自然災害等	自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。		
	発掘調査	発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。		

### 第3節 追加指定

---

史跡指定は、遺跡の持つ価値を損なうことなく、開発行為等の遺跡を破壊する要因に制限をかけ、恒久的な保存を図るための保護措置であり、遺跡の部分的な指定ではなく、遺跡全体の指定を目指す必要がある。そのため、現在、確認されている小湊フワガネク遺跡の範囲で史跡指定が行われていない範囲については、土地所有者や地元住民に説明を行い、理解を得ながら、今後、史跡の追加指定を進めていく必要がある。

### 第4節 公有化

---

史跡指定地の保存のための保護措置のひとつとして、奄美市による土地の公有化がある。史跡指定地の大半は民有地であるため、史跡の保存と管理を確実かつ適切に行うためには、今後、民有地の公有地化についても、土地所有者の状況に応じて検討を進めていく必要がある。

小湊フワガネク遺跡の場合、畑地利用による伝統的農業景観を保全しながら史跡の保存を図る方法が理想的な姿のひとつであると考えられる。営農者の高齢化等に伴う畑地の休耕地化が進んでいるため、「奄美市景観条例（現在、制定準備中）」に基づきながら、史跡の公有地化と畑地利用に関する調整を十分に図り、伝統的農業景観を保全する手法を開発していく必要がある。

## 第7章 史跡の活用

### 第1節 活用の方向性

---

世界自然遺産候補地でもある奄美大島に所在する特色豊かな史跡として、その価値を正しく理解し、魅力に親しんでもらうため、史跡の活用を積極的に図る。

その公開・活用において中心となるのは、史跡の本質的価値とその構成要素を正しく理解するための情報発信と多角的接近を可能とする活用プログラム群の実践である。それらを、史跡の活用に関連する「社会教育」「学校教育」「地域振興」「観光振興」の4分野において持続的に開発・更新し、効果的な活用を目指す。

また、史跡の公開・活用は、行政と地域住民・市民が協働で実践し、史跡が所在する小湊集落、古見方地区における交流人口の増大、地域の活性化に繋がる仕組みの構築を目指す。

### 第2節 活用の方法

---

#### 1 社会教育における活用

---

史跡は、歴史・文化に関心がある幅広い世代の方が訪れる場所であり、史跡の公開・活用を図り、その価値と魅力を伝える以下のプログラム群の提供により、生涯学習の場として活用していく。

##### (1) 史跡の周遊見学順路の設定

史跡の現地において、主要な遺構・遺物が確認された発掘調査箇所や周辺地形の周遊見学ができるように順路の設定を行い、史跡の貝製品生産遺跡としての特徴や亜熱帯の自然環境等、その内容や価値を体感し、学習できるようにする。

##### (2) 史跡に対するガイダンス

市街地に所在する「奄美市立奄美博物館」をガイダンス施設として、史跡の概要や主要な出土遺物の展示を行い、史跡の価値や魅力の普及に努める。また史跡に隣接する「奄美看護福祉専門学校」及び「奄美市立小湊小学校」の理解、協力をいただきながら臨時的な展示空間等を設け、史跡の概要や出土遺物の展示を行い、現地におけるガイダンス機能を補完していく。

##### (3) 講演会・講座・体験学習等の開催

史跡の価値や魅力を伝える講演会・講座・体験学習等を、地域住民・市民と協働で企画・開催し、さらなる講座内容の充実を図り、活動範囲を広げていく。

##### (4) 史跡の周辺文化財群の一体的位置づけ

史跡から現代に至る地域の歴史を物語る歴史資料として、小湊集落における文化財群を一体的に位置づけ、相互に連動した整備・活用を図る。

### (5) 史跡の情報発信

小湊フワガネク遺跡のホームページの開設、パンフレットの発行等、史跡の情報発信を積極的に進める。

情報発信に際しては、小湊フワガネク遺跡のホームページや SNS を活用して、史跡の啓発普及活動の告知や活用プログラム等の紹介、保存活用計画の実施状況の報告等、市民に向けた身近な情報の提供を行う。また、史跡の調査成果や史跡からわかる奄美群島の歴史、環境文化型遺跡としての特徴等、考古・歴史分野にリンクする学術情報の発信、ヤコウガイ利用の歴史等、美術工芸分野にリンクする貝殻情報の発信等、島外に向けた専門的情報の提供に努める。

さらに地域振興や観光振興に向けた飲食店・自販機・トイレ等の情報提供や観光スポットの紹介、周遊コースのマップ掲載、特産品の紹介、入手方法等、地域外からたずねてこられる方たちへの利便性の高い情報の提供を行う。

## 2 学校教育における活用

---

奄美市教育行政における基本方針「地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」に示されている「地域に根ざしたふるさと教育」の実現に向けて、史跡をふるさと教育の身近な教材として多角的に活用を図る。高等学校を卒業した生徒の約 80%が、就職・進学のために奄美大島を離れて島外に出ていく社会環境において、マレジマ（出身集落）に対する愛着や誇りを育む情操教育として位置づけ、推進していく。

史跡周辺に所在する「奄美看護福祉専門学校」「奄美市立小湊小学校」「奄美市立大川小中学校」「奄美市立崎原小中学校」と奄美市教育委員会が連携し、学校教諭・学校教育課職員・奄美市立奄美博物館学芸員が中心となり、以下のようなプログラムの開発に取り組んでいく。

### (1) 史跡を教材とした地域学習プログラムの開発・活用

山・川・海に囲まれた豊かな自然環境の中で、亜熱帯の自然の恵みを受けながら営まれてきた過去の暮らしや現在の暮らしを確認し、史跡を中心に周辺文化財群まで一体的に取り上げ、古見方地区、そして小湊集落の自然・歴史・文化を体感、学習できる地域学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

### (2) 史跡を教材とした歴史学習プログラムの開発・活用

小湊フワガネク遺跡が国の史跡指定を受けた本質的価値を踏まえながら、周辺文化財群も一体的に捉え、日本列島における奄美大島の歴史的位置づけや亜熱帯の自然の恵みを受けた南方物産の交易史等、地域を相対化して理解できるような歴史学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

	幼児	小学校	中学校	高校	専門 学校	学習内容	史跡 関連
自然学習プログラム		●	●	—		・砂丘地形の特徴	○
	●	●	●	—		・山の植物といきもの	○
	●	●	●	—		・里の植物といきもの	○
	●	●	●	—		・海の植物といきもの	○
	●	●	●	—	●	・ヤコウガイ	○
	●	●	●	—	●	・ウミガメ	○
		●	●	—	●	・ホシレンコ	○
	●	●	●	—	●	・ソテツ	△
	●	●	●	—	●	・ハブ	△
	●	●	●	—	●	・アマミノクロウサギ	
	●	●	●	—		・バードウォッチング	
		●	●	—	●	・ホエールウォッチング	
	●	●	●	—	●	・世界自然遺産	
		●	—	●	・環境文化型国立公園		
歴史学習プログラム		●	●	—	●	・小湊フワガネク遺跡が物語る歴史	○
		●	●	—	●	・小湊フワガネク遺跡が物語る暮らし	○
	●	●	●	—	●	・夜光貝アクセサリー製作講座	○
			●	—		・小湊集落の歴史①（先史）小湊フワガネク遺跡	○
			●	—		・小湊集落の歴史②（中世）小湊フワガネク遺跡	○
			●	—		・小湊集落の歴史③（琉球国統治）アジ屋敷・マー広場	○
			●	—		・小湊集落の歴史④（薩摩藩統治）隣家	△
			●	—		・小湊集落の歴史⑤（近代・現代）小湊小学校	△
			●	—	●	・小湊集落の文化財群	△
		●	●	—		・アジ屋敷・マー広場	
		●	●	—		・島建て石	
		●	●	—		・モーヤ墓	
		●	●	—		・隣家	
	●	●	—		・巖島神社		
	●	●	—		・鯨松		
	●	●	—		・古見方役場跡		
文化学習プログラム		●	●	—		・稲作	
		●	●	—		・古見方地区の伝統的行事	
	●	●	●	—		・十五夜綱かつぎ	
	●	●	●	—	●	・八月踊り	
		●	●	—	●	・小湊集落の空間構造	△
		●	●	—	●	・衣（大島紬）	
		●	●	—	●	・食①（郷土料理）	
		●	●	—		・食②（山・里・海で採れる食材）	○
		●	●	—	●	・住（民家）	△
		●	●	—		・サンゴ礁における採集型漁労	○
		●	●	—		・ホシレンコ釣り	○
		●	●	—		・ソーラ突き	△
	●	●	●	—	●	・シマグチ（方言）	
●	●	●	—	●	・シマウタ		
●					・昔話（伝承）		

右欄記号 ○：史跡の価値と直接的に関わる要素 △：史跡の価値と間接的に関連づけられる要素

表 31 学校教育における史跡を活用した地域学習プログラム案

### (3) 体験学習の推進

史跡の体験学習として、「夜光貝アクセサリー製作講座」等の体験型講座を学校でも積極的に推進していく。

## 3 地域振興における活用

史跡は、幅広い世代の方が訪れる場所であり、ここを異世代交流の拠点と位置づけ、地域住民・市民と行政が協働し、大勢の人々が集まり、まちに賑いをもたらし、地域社会に活力を与えるような地域活性化に繋がる活用を推進していく。

### (1) 史跡を活かした小湊集落周遊ルートの方策

1 (4) に示した史跡の周辺文化財群の一体的位置づけを活かして、小湊集落及びその周辺地域を野外博物館（小湊フィールドミュージアム）と捉え、自然・歴史・文化におけるそれぞれの構成資源を整理する。たとえば「国土交通省島の宝 100 景「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策ルート」（図 80）、「伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」探検ルート」（図 81・82）、「小湊で世界自然遺産を体感「安木屋場果樹林道」散策ルート」（図 83）のような複数の周遊ルートを作成し、これらのルートが組み合わせられて機能できるように取り組んでいく（表 32）。

「小湊探検」をもうひとつのテーマとした周遊ルートの設定に際しては、小湊集落でワークショップ等を開催して、小湊集落に分布している文化財を住民も学びながら、魅力的な景観ポイントを十分に盛り込んでいけるように、住民全体で取り組んでいけるようにする。

史跡に連動した多様な周遊を可能にすることにより、来訪者は、史跡をより広い視点から理解し、親しむことができる。こうした集落散策については、将来的にガイドシステムの導入まで視野に入れて検討していく。

	テーマ	分野	内容
I	国土交通省島の宝 100 景 「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策	歴史・文化	史跡と史跡が所在する畑地における伝統的農業景観の現地見学。
II	伝承と歴史のまち小湊 「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」探検	歴史・文化	史跡と史跡が所在する小湊集落における文化財・伝承地群の現地見学。
III	小湊で世界自然遺産を体感 「安木屋場果樹林道」散策	自然	史跡が所在する小湊集落から西田集落に至る林道約 18km における希少野生生物の現地観察。

表 32 「小湊フィールドミュージアム（仮称）」周遊計画案



図 80 国土交通省島の宝 100 景「小湊フワガネク遺跡とソテツ群落」散策ルート (案)



図 81 伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」散策ルート（案）①

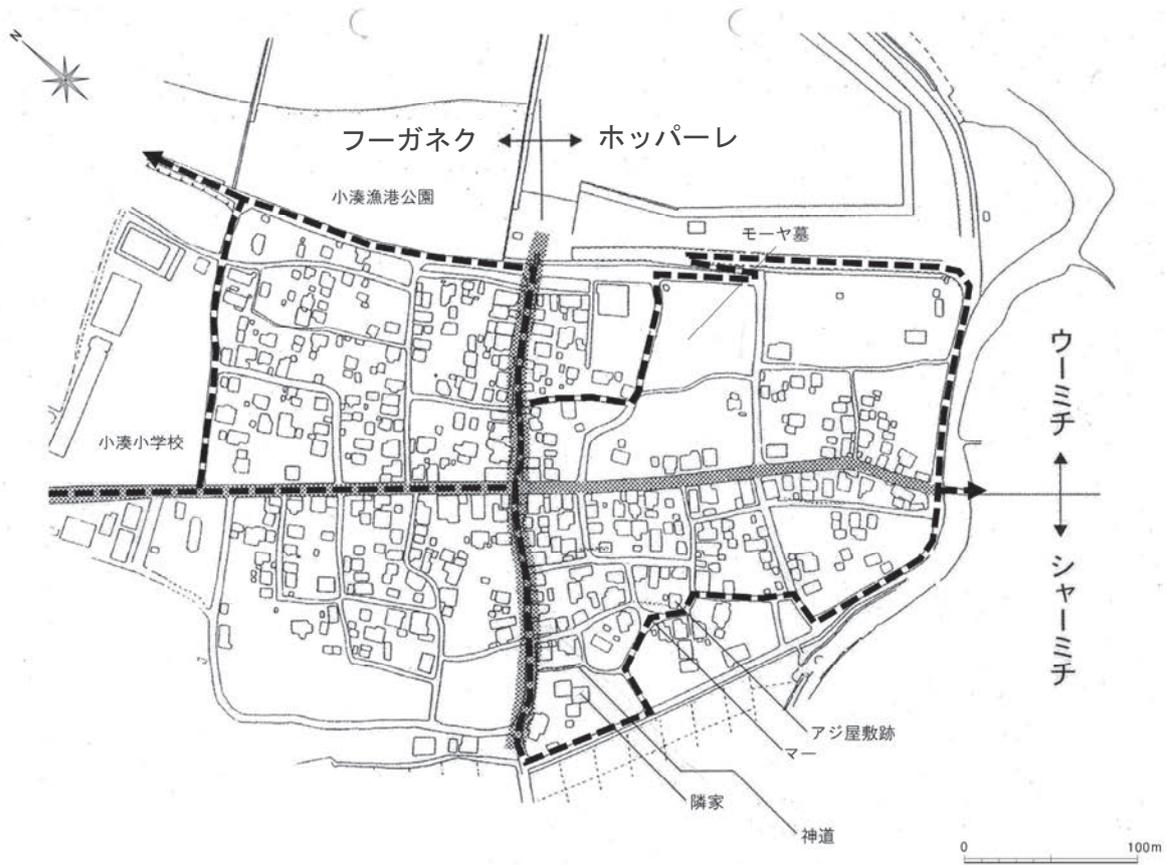


図 82 伝承と歴史のまち小湊「史跡小湊フワガネク遺跡と奄美遺産」散策ルート（案）②

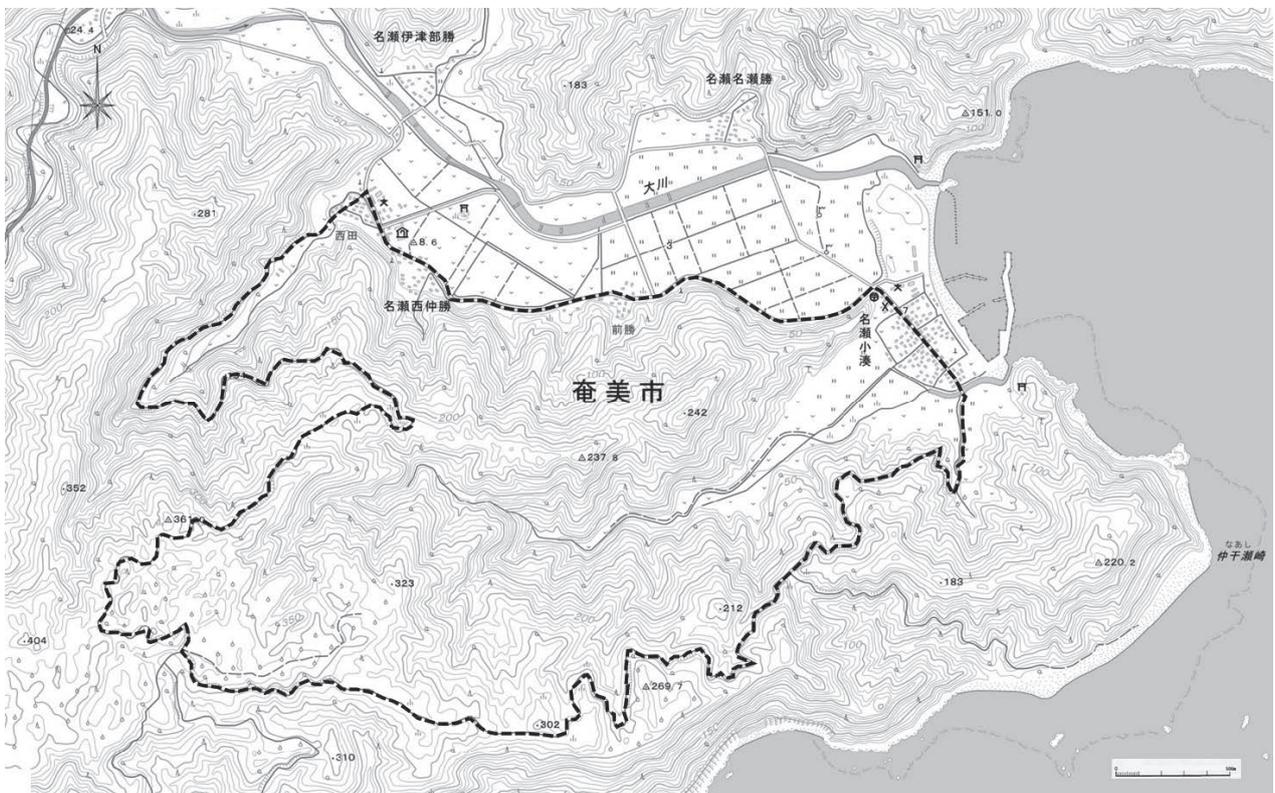


図 83 小湊で世界自然遺産を体感「安木屋場果樹林道」散策ルート 18km（案）

## (2) 史跡を活かしたイベント開催

小湊集落で毎年開催されている「小湊港祭り」は、小湊海岸で行われる伝統的木造船による舟漕ぎ競争の順位を競う大会である。大会当日は、1,000人以上の大勢の人々で賑わう。令和元年度(2019)に開催された「小湊港祭り舟こぎ競争」は、「小湊フワガネク遺跡出土品」の国重要文化財指定を記念し、市民との交流を図る小湊港祭り」の冠が付けられ、史跡のアピールが行われている。今後も、史跡の普及に繋がる大会運営について、小湊集落と連携しながら検討していきたい。

そうした史跡を活かしたイベントとして、ほかにも小湊フワガネク遺跡～安木屋場果樹林道～奄美市立大川小中学校～小湊フワガネク遺跡に至る合計約18kmのルートを歩く史跡ウォーキング大会等のイベント開催も、古見方地区の他集落と連携して検討を進めていく。

## (3) 小湊集落で行われている自然観察会との連動

奄美群島は、冬期に回遊してくるザトウクジラが観察できる「ホエールウォッチング」のポイントである。特にクジラと一緒に遊泳する「ホエールスイム」は、日本有数のポイントとして知られ、人気を集めている。小湊漁港は、「ホエールウォッチング」の船舶が出入港する拠点港として使用されており、冬期には大勢の人々が小湊集落を訪れている。

また史跡が所在する砂丘地や隣接して貫流する大川流域は、年間を通してバードウォッチングが楽しめるポイントとして利用されている。

さらに「アカボシゴマダラ」というチョウの観察地としても古くから知られている。

そうした自然観察会の主催者に対しても、史跡の周知を図り、参加者が史跡と景観の散策や周辺文化財群の周遊まで楽しみ、地域活性化に繋がるような仕組みづくりに取り組んでいく。

## (4) 史跡に関わる地域資源のブランディングと情報発信

史跡に関連がある地域資源として、下記に示した①②③④等があり、(1)(2)(3)等と連動させながら、小湊集落の特産品としてブランディングを図り、地域における経済効果を高めていく。あわせて、関連する資源や島外の地域を射程に入れた情報発信を積極的に行うことにより知名度をあげて、経済的効果に繋げ、人的交流の活性化にも取り組んでいく。

①「ヤコウガイ」は、史跡を特徴づける重要な出土遺物である。現在も史跡前方の海岸の左右に広がる岩礁から採れるヤコウガイについて、その貝殻を「螺鈿」「蒔絵」や「夜光貝アクセサリー」等の美術工芸品の材料として、また海釣りの「ルアー」の材料等として、史跡と関連づけた付加価値を加えた特産品化する方向を検討していく。夜光貝匙の調査研究や夜光貝アクセサリー製作講座から理解できている貝殻の品質に関する知識を活用し、質の高い商品を開発することで、ヤコウガイの「本場」としてのイメージを醸成していく。

②平成27年度(2015)に奄美大島近海に生息する固有種として新種認定された魚「ホシレンコ」は、古くから小湊集落の特産品として釣漁が行われていた魚種であるが、史跡から出土した食糧残滓にもホシレンコの骨が大量に含まれている事実が明らかにされている。そうした小湊フワガネク

遺跡の調査研究から明らかにされた事実と関連づけることで新たな付加価値を創出して、特産品化する方向を検討していく。

③史跡一帯に広がる畑地のソテツ群落は、古くからシマ唄にも「ソテツぬキョラさやコミガネク」と唄われていて、現在も広大な範囲に伝統的農業景観が残されている。景観の保全と整備に努め、史跡散策の中に組み込んで、この景観を楽しんでいただけるように活用を進めていく。

④史跡一帯に広がる畑地では、主に野菜が栽培されていて、栄養分が蓄えられた美味しい野菜が収穫できる。年間で収穫できる野菜類の概要がわかるようにして、史跡や伝統的農業景観と関連づけた付加価値を加え、販売する方向も検討していく。

#### (5) 史跡一帯の畑地における伝統的農業景観の保全と活用

史跡が所在する周辺一帯の畑地は、国土交通省「島の宝 100 景」で「小湊フワガネク遺跡群とソテツ群落」として選定されている美しい農業景観が広がる場所である。畑地の土地境界にソテツが植栽された伝統的農業景観については、奄美大島でもわずかししか残されていない貴重な景観であるので、保全を図りながら史跡の散策ルートに組み込み、景勝地として積極的に活用していくものとする。

なお、今日まで小湊フワガネク遺跡が良好な状態で保存されてきたのは、この伝統的農業景観によるところが大きい。現在、「奄美市景観計画」の策定が進められているが、将来的に「特別景観区域」の指定をめざしていくものとする。

里道をはじめとする農道の整備を行い、土地境界に植栽されたソテツをできるだけ除去しないようにしながら畑地の通行環境の向上を図り、畑地の利用促進に繋げ、景観保全と地域活性化に結び付けていく。砂地農業は、耕作地が柔らかいため、身体に負担がかからない農作業地として見直しされているので、畑地の利用を図りたい。増加傾向にある休耕地についても、「奄美市農業研究センター」等と連携を図り、有効活用できる方法を検討していく。

## 4 観光振興における活用

---

夜光貝匙に代表される美しい貝製品の生産遺跡として、遺跡は国指定、遺物は国重要文化財に指定されている南西諸島を代表する遺跡の一つであることを情報発信し、ブランディングを図る。

史跡の価値と魅力を体感・共感できる周遊ルートの整備と体験プログラムの提供等により、史跡の来訪者の増加に繋げていく。周遊ルートについては、3 節「地域振興における活用」で述べた史跡を活かした小湊集落周遊ルートとリンクさせて、史跡の価値をよく理解できるように、①奄美群島、②奄美大島、③小湊集落の三段階のエリア設定を行い、特色豊かな奄美群島の史跡群が持つ歴史世界を楽しめるように工夫し、群島間や地域間の交流人口の増大を図る。特に、世界自然遺産候補地として、島内外から自然観光に訪れた観光客を史跡に誘導できるような多様で魅力的な活用プ

プログラムの提供を目指す。

周遊の地域設定	地域	史跡及び関連遺跡	博物館
奄美群島北部3島 における 関連史跡の周遊	喜界島	国史跡「城久遺跡」	
	奄美大島	国史跡「赤木名城跡」 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	
	徳之島	国史跡「徳之島カムイヤキ陶器窯跡」	
奄美大島における 史跡と関連遺跡 及び博物館の周遊	奄美市 笠利町	用ミサキ遺跡 須野アヤマル第二貝塚 土盛マツノト遺跡 喜子川遺跡 国史跡「宇宿貝塚」 市史跡「宇宿高又遺跡」 宇宿小学校遺跡 国重要文化財「泉家住宅」 県史跡「城間トフル墓群」 万屋下山田遺跡 長浜金久遺跡 国史跡「赤木名城跡」 喜瀬サウチ遺跡 市史跡「土浜イヤンヤ洞穴遺跡」 国登録有形文化財「菌家住宅」 国登録有形文化財「旧安田家住宅」 用安ニャトグスク遺跡	奄美市 歴史民俗資料館
	龍郷町	ウフタ遺跡	りゅうがく館
	奄美市 名瀬	浦上有盛遺跡 大熊大里遺跡 市史跡「朝仁貝塚」 伊津部勝ターグスク遺跡 名瀬勝ハーゲ遺跡 小湊ナーデ遺跡 国史跡「小湊フワガネク遺跡」	奄美市立奄美博物館
	奄美市 住用町	城サモト遺跡 城カネクダ遺跡	原野農芸博物館
小湊集落における 史跡と周辺文化財群 の周遊	畑地	国史跡「小湊フワガネク遺跡」 鯨松	
	集落	隣家 神道 アジ屋敷 マー（広場） モーヤ墓（保呂講・中間講・赤足講）	
	山地	市有形文化財「巖島神社弁才天像」 金子山青少年の森 島建て石	

表 33 史跡及び関連遺跡・博物館と周遊ルート設定の考え方

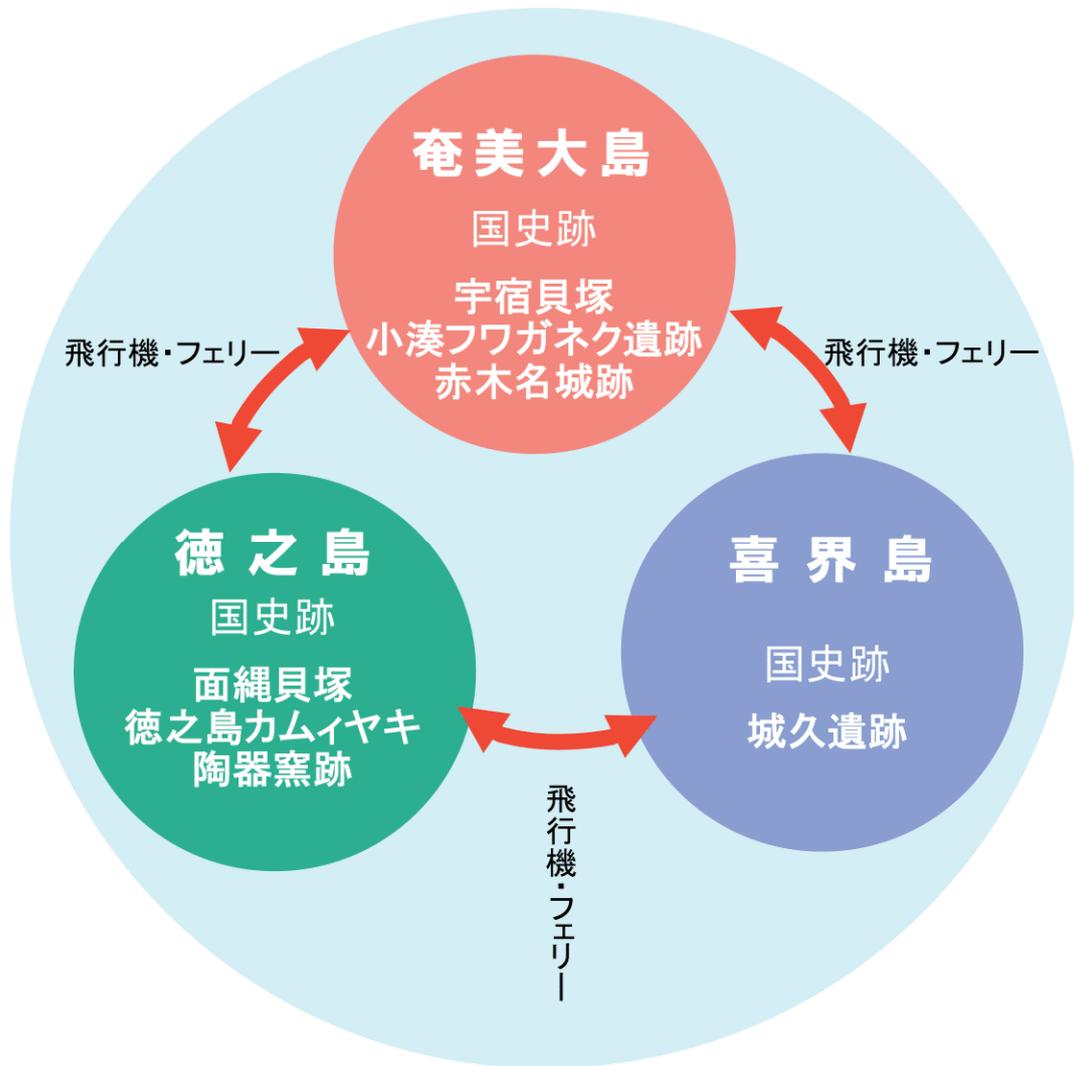


図 84 奄美群島北部 3 島における関連史跡の周遊



## 第8章 史跡の整備

### 第1節 整備の方向性

---

史跡の立地は、環境変化や自然災害に脆弱な砂丘地であり、遺跡を確実に保存するため、この立地条件等を十分ふまえた適切な整備が基本となる。それに加えて、史跡の公開・活用が充実したものとなる工夫された整備が必要である。

計画対象範囲は、大半が畑地となるため、文化的景観としての伝統的農業景観の保全や耕作者の利用にも配慮した整備を図ることが重要である。特に、史跡の保存に支障がない状態で、文化的景観も保全を図る整備を実施することが、史跡の活用とも連動した全体的整備に繋がると考えられる。

### 第2節 整備の方法

---

#### 1 保存のための整備

---

史跡の本質的価値とその構成要素を保護するため、畑地（A-I地区、A-II地区、B地区）の整備が中心となるが、史跡が所在する砂丘地形の保全についても適切な措置を講じていく。

##### （1）休耕地における繁茂樹木に対する対策

休耕地に繁茂している樹木について、地下に影響を与えないよう定期的に伐採等を行い、確実に遺跡を保護していく。

##### （2）農道の整備による通行環境の向上

里道をはじめとする農道については、史跡一帯における散策ルート案の導線計画をふまえながら、主要ルートになると考えられる道路の整備を検討していく。そして一部の農道については、路線の位置等の改良も図り、畑地の通行環境の向上を図り、畑地の利用促進にも繋げていく。土地境界に植栽されたソテツは、できるだけ除去しないようにしながら畑地として利用することで、史跡を保護し、伝統的農業景観の保全も図るよう進めていく。

##### （3）砂丘地形の保全

史跡が立地する砂丘地縁辺部分については、砂丘の崩壊や減少が確認される箇所に保存措置を講じる。特に河川や海に面した部分で自然災害等による被災の可能性のある箇所に対しては補強を検討する等、史跡の保全に努めるものとする。

## 2 活用のための整備

---

史跡の公開・活用を図るため、史跡の価値を正確に伝え、来訪者に対する利便性を向上させる整備を進めていく。そのため、史跡が所在する砂丘地全体を視野に入れた整備を検討するものとする。

### (1) 現地見学におけるガイダンス機能の充実

史跡が所在する現地において、調査研究成果に基づいた遺構表示や自然遺物採取場所の表示等の復元に努める。特に来訪者が、現地を散策しながら、当時の環境や暮らしを共感、体感しながら学習できるような表示・解説板・標柱等の現地見学の際のガイダンス機能の充実を図る。

### (2) 現地見学を円滑に進めるための公共施設の整備

現地を訪れる見学者のために、駐車場・トイレ・休憩所等の整備が必要である。さらには、4月から10月頃まで陽射しが強いので、休憩施設の整備も考慮する。また、史跡の全景や美しい伝統的農業景観が広がる畑地を一望できるような展望施設を、景観に配慮しながら現地に整備することも検討していく。あわせて、名瀬勝集落から崎原集落に向かう市道の途中から、史跡が一望できる場所があるので、そうした場所も公園整備の候補地として検討していく。

### (3) 史跡の価値を伝えるガイダンス施設の整備

史跡の公開・活用を補完し、充実を図るために、来訪者を迎え入れ、さまざまな活動の拠点となる場が必要である。史跡の価値を正確に伝える遺物展示等の情報発信が可能で、学習活動や市民活動の拠点となるガイダンス施設が不可欠である。

地域住民からも最も要望が寄せられているものでもあり、既存施設の活用等も視野に入れたガイダンス施設の整備を、できるだけ早い時期に進めていく。そこでは、史跡についての学習ができるとともに、小湊集落で「夜光貝アクセサリ製作講座」がいつでも体験できるような地域住民の活動拠点になるような施設整備が望ましい。

そして、史跡整備のための専門委員会を発足させ、施設整備について検討を進めていく。

### (4) 史跡に至る誘導情報の充実

史跡に至るアクセスの向上を検討し、交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実を図る。

## 第3節 整備のための発掘調査

---

将来、史跡整備計画に伴い、遺跡の深度や遺構・遺物分布状態等について、確認する必要がある場合は、学識経験者及び国・県と十分な協議を経た上で、発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最小限の面積に留めることを原則として、適切な遺跡の保存を図る。

## 史跡の整備

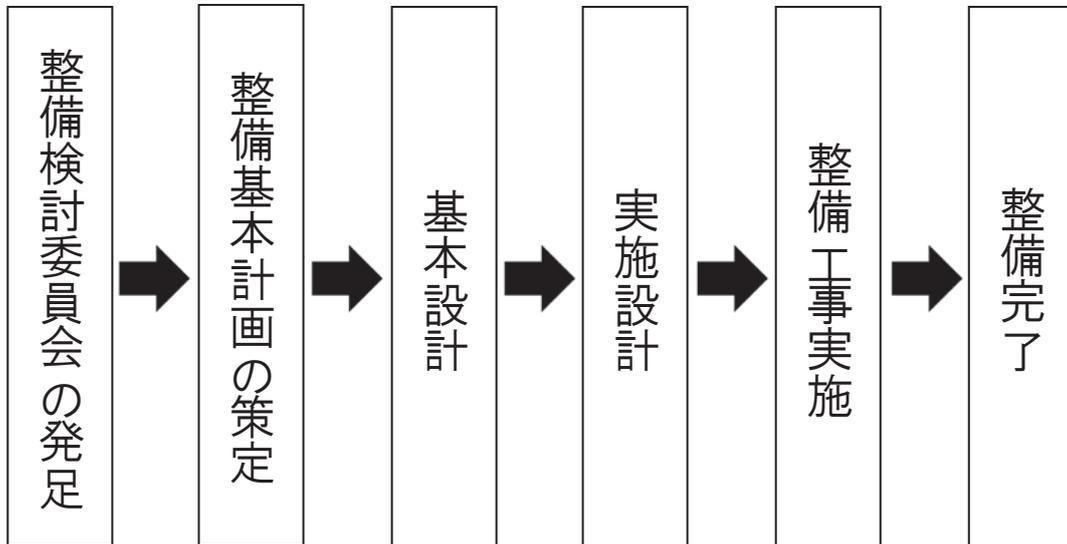


図 86 史跡整備の手順

# 第9章 史跡の保存活用に係る運営体制

## 第1節 運営体制

史跡の保存・活用・整備は、史跡を確実かつ恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

それは、奄美市が将来都市像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けて、各種施策が実践されていく中で、関連施策と十分調整を図りながら総合的に進められなければならない。

史跡の保存・活用・整備は、史跡のことだけに留まるものではなく、史跡を中核としたまちづくりの施策である。その施策の進展は、奄美市の独自性・固有性を高め、さらに住民の誇り・愛着を醸成するものとして欠かせない資源ともなる。

史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図り、市民が史跡の価値を共有し、次世代に継承していく市民参加型の運営体制の構築を目指す。

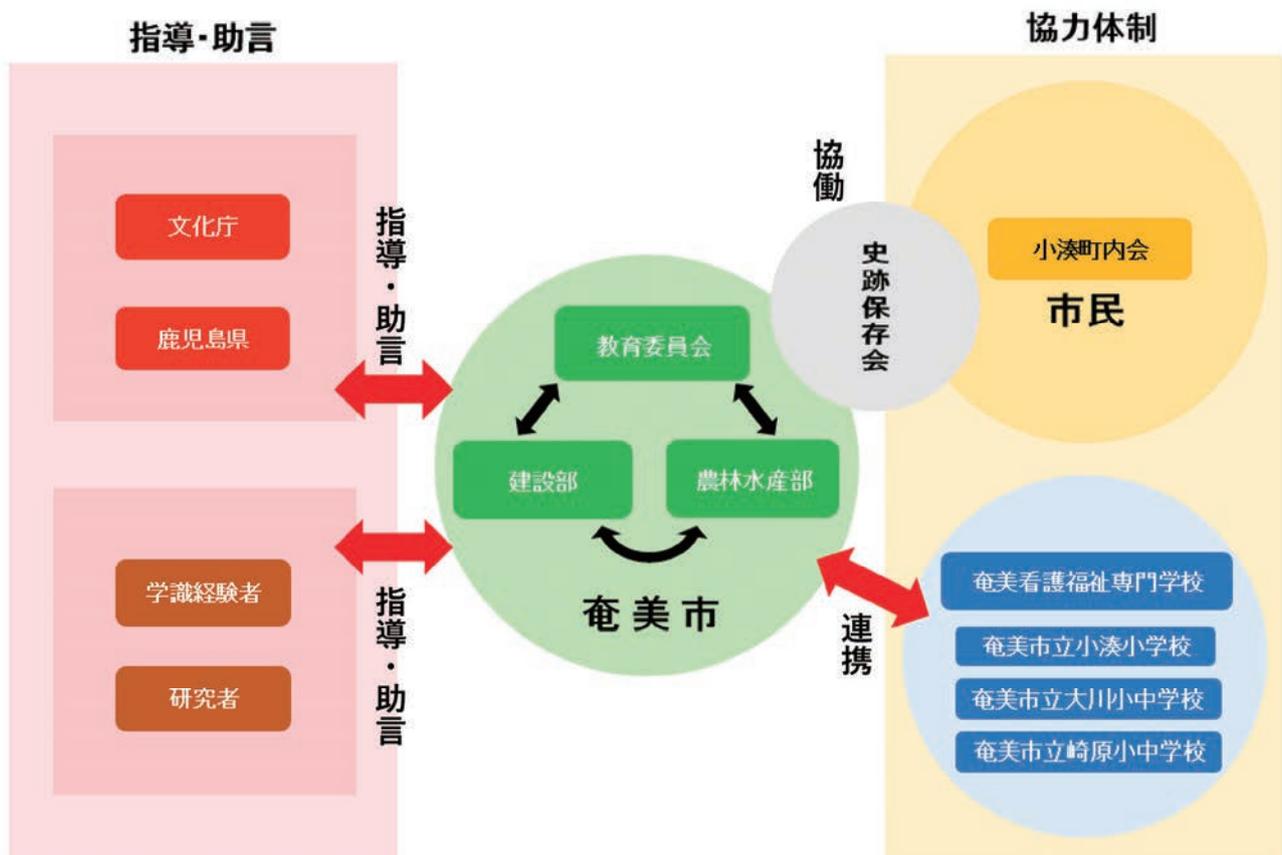


図 87 史跡の保存活用に関わる運営体制

まず史跡の管理団体である奄美市が文化財保護法に基づいた適切な保存活用を進めていくに当たり、確実に業務が安定的に遂行していける職員体制の充実を持続的に図る必要がある。また史跡の保存・活用・整備は、奄美市教育委員会事務局文化財課（文化財担当課）が主導し、関連部署と調整・連携を図りながら、奄美市の将来都市像の実現に繋がる取り組みとして推進していく。

そして史跡の保存・活用に際しては、行政や研究者だけではなく、地域住民・市民の積極的参加を促し、市民協働の取り組みができる体制構築を目指す。地域住民・市民と行政が緊密な連携を図り、協働しながら史跡を保護し、史跡の価値を高め、発信に取り組んでいく。また国・県・市の関係部局や関係機関と連携し、史跡に至るアクセス等の充実を図るほか、周辺環境の保全に努める。

さらに、史跡の保存・整備・活用は、文化庁・鹿児島県から指導・助言、財政的支援を受けながら進めていくものである。

## 第2節 経過観察

### 1 経過観察の方法

本計画に定めた史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備は、長期的な視野において進めていく必要があり、その管理や活用は一時的な行為ではなく、今後、永続的に進められていくものであ

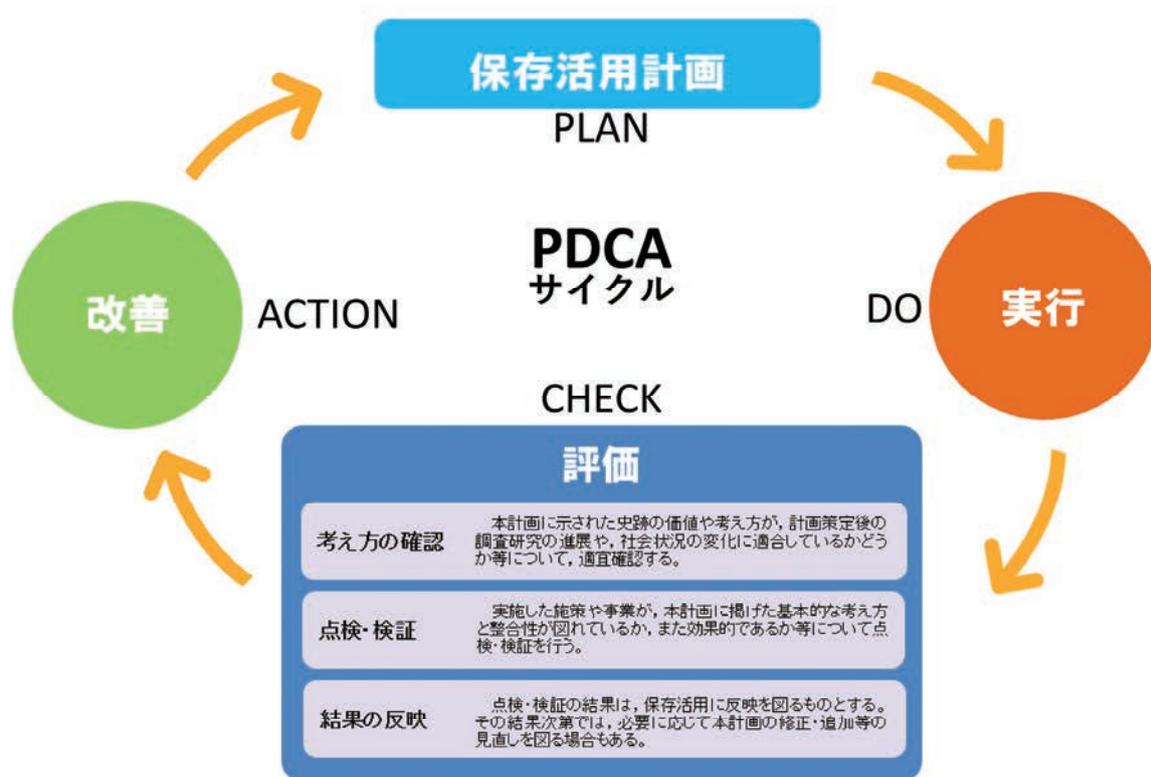


図 88 保存活用計画に対する経過観察

る。そのため、進捗状況や事業内容は定期的に確認し、その有効性や社会の変化や住民のニーズに対応しているか等、常に現況を把握し、検証を行い、問題点については改善を図る必要がある。

その見直しの作業については、管理団体である奄美市を中心に、奄美市文化財保護審議会等の有識者、さらには地域住民・市民も参加して進捗状況の確認、検証、評価等を行うものとする。

その結果に応じて、事業内容についても修正を加えながら、その後の保存・活用・整備に反映していくことが必要である。本計画着手後の進捗状況の経過観察期間は、10年間を目安とする。

## 2 観察指標の設定

基本方針の実現に向けて、取り組みを続けてきた保存・活用・整備・運営体制の各項目において、実施事業を整理して点検項目とし、達成の可否を確認するものとする。

	点検項目
保存	遺跡の価値は地域住民・市民に共有されているか
	史跡指定地における遺構・遺物は確実に保護されているか
	史跡指定地内における休耕地について、繁茂した樹木の管理は適切に行われているか
	今後、保存を計画している範囲の追加指定を目指しているか
	追加指定に向け、地域住民や地権者に説明は適切に行われているか
	史跡が所在する砂丘地周縁部の崩落や減少等の確認は適切に行われているか
活用	地域住民・市民が、史跡の保存・活用に参画できているか
	史跡の価値を学習できる環境が、現地や学校、関連施設において整えられているか
	亜熱帯の自然の恩恵を体感・共感できる活用が行われているか
	近隣の教育機関と連携は図られているか
	史跡を教材とした郷土教育は行われているか
	市民の安らぎの空間として利用されているか
	周辺文化財群との連携は図られているか
	伝統的農業景観の特徴であるソテツ植栽は、良好な状態で維持されているか
	史跡の情報発信は十分行われているか
	観光資源として活用が図られているか
	継続的な調査研究は行われているか
	各種調査記録は、整理・公開されているか
整備	史跡指定地内の休耕地において繁茂している樹木の伐採等は適切に行われているか
	史跡一帯の畑地について、散策を促進する農道の整理等は行われているか
	史跡が所在する砂丘地の崩落や減少箇所等の保全は適切に行われているか
	史跡の現地見学の際における表示・解説板・標柱等のガイダンス機能が効果的に図られているか
	史跡の価値を正確に伝え、市民活動の拠点となるガイダンス施設の整備計画は進められているか
	史跡指定地を含む一帯に広がる伝統的農業景観の保全は適切に行われているか
	史跡の現地に至る交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実が適切に図られているか
運営体制	史跡の保存・活用・整備を安定的に進められる適切な体制が整えられているか
	地域住民・市民が参画して史跡の保存・活用の取り組みが行われているか
	公共交通機関との連携が図られているか
	周辺文化財群と一体的に活用されるような組織体制が整えられているか
	史跡の保存・活用に必要な予算は十分確保されているか

表 34 経過観察の指標一覧

## 第10章 実施計画

本書に示した史跡小湊フワガネク遺跡の保存・活用・整備計画は、現在の史跡指定地に加え、今後保存を計画している範囲も含んでいるため、長期間にわたる計画となる。そのため、全体計画を「短期計画」「中期計画」「長期計画」に分けて整理する。

将来的に整備を実施する範囲は、現在の史跡指定地だけではなく、今後、史跡追加指定の予定地を含めた保存保護を必要とする砂丘地の広い範囲を想定しておかなければならない。そうした適切な保存に関わる全体的整備を完了させるためには長期間が必要となる。そのため、整備の全体計画は中・長期計画として位置づけ、まず短・中期計画で現在の史跡指定地の整備を進め、同時並行で史跡の未指定部分の追加指定を推進していく。

### 第1節 短期計画（令和2～6年度）

---

#### 1 保存

---

史跡指定地を主対象として、日常的管理を徹底し、史跡の確実な保存を図る。史跡指定地を含む一帯に広がる畑地の休耕地の適切な管理を推進する。そうした管理は、奄美市教育委員会が主体となりながら、地域住民や地権者等の市民参画の体制も整えていく。

官民一体で取り組む保存管理体制の構築を図り、行政と地域住民が話し合いながら一緒に取り組みを進めていくことができる「小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）」のような組織の立ち上げを検討する。

同時並行して、今後保存を計画している範囲は、関係者の理解を得ながら史跡の追加指定に向けた取り組みを推進し、地権者の同意が得られた箇所から段階的に実現を図る。

畑地として利用されている史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が進行すると考えられ、伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

#### 2 活用

---

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を活用しながら、史跡の価値や魅力を高めていく。

特に、史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育の教材開発に取り組んでいく。

また、史跡の価値を啓発普及するために開発した体感プログラム「夜光貝アクセサリ製作講座」は、引き続き博物館等の社会教育や小中学校等の学校教育の教育分野、観光分野において、広く活用を推進していく。「夜光貝アクセサリ製作講座」は、奄美市立奄美博物館と小湊町内会（小湊婦人会）が連携・協力して開催する方式を確立する。

さらに史跡の啓発普及を図る講演会・講座等のイベントを地域住民や市民と協働で企画・開催し、史跡と地域資源が一体化し、まちの活性化に繋がる活用を推進していく。

同時に、史跡の持続的な情報発信体制を整え、世界自然遺産登録を視野に入れた観光資源としての活用プログラムを開発していく。

### 3 整備

---

史跡指定地を主対象として、農道の整備を進めながら、休耕地の環境整備を推進し、良好な営農環境を創出することで、畑地として遺跡及び景観の双方の保護を図る。

あわせて地権者・関係者の理解を得ながら、史跡の現地見学に対応した表示・解説板・標柱等のガイダンス機能の充実を図る。また世界自然遺産登録を視野に入れながら、史跡及び史跡周辺文化財群について、案内サイン等の誘導情報の有効な表示を図る。

史跡に関するガイダンス施設の整備計画の検討を進めていく。「小湊フワガネク遺跡整備検討委員会（仮称）」を発足させ、具体的な整備の方法を検討していく。

そのほか史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性のある箇所は補強等の保全措置を検討する。

## 第2節 中期計画（令和7～11年度）

---

### 1 保存

---

追加指定により面積が拡大していく史跡指定地における日常的管理の徹底を図り、史跡の保存を確実に維持していく。

農道の環境整備が完了した箇所については、安全・快適な利用が図れるように管理を行う。

未指定箇所については、引き続き関係者の理解を得ながら引き続き史跡の追加指定に向けた取り組みを推進し、中期計画の段階で全筆の指定を目指す。

史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が一層進行すると考えられ、引き続き伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

## 2 活用

---

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を国内外に発信、多角的に活用しながら、史跡の価値や魅力を一層高めていく。

史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育教材は、内容の追加・更新を行い、充実化を図る。

「夜光貝アクセサリ製作講座」は、引き続き博物館等の社会教育や小中学校等の学校教育の教育分野、観光分野において、広く活用を推進していく。

史跡の啓発普及を図るイベントは、市民協働による取り組みを一層推進し、「小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）」としてまちの活性化に繋がる活用を持続的に開催し、まちの誇りとなるような史跡を目指していく。

史跡とその活用事業群は、観光資源として周知を図り、国内外から奄美大島に訪れる観光客を史跡に誘導し、史跡の価値や魅力を発信する。

## 3 整備

---

史跡の価値をわかりやすく伝え、地域住民の現代生活に活かせる場所として、地域とともに成長できる史跡を目指す。

史跡指定地を含む周辺一帯における農道の整備を継続し、休耕地の環境整備を図りながら、畑地として遺跡及び景観の双方の保護を図る。地権者・関係者の理解を得ながら、公有地化等の一定の保護措置が図られた箇所は、史跡の現地見学に対応した表示・解説板・標柱等のガイダンス機能のさらなる充実を図り、安全・快適な利用が図れるように段階的に整備を進めていく。

史跡に関するガイダンス施設の整備に関しては、「小湊フワガネク遺跡整備検討委員会（仮称）」において「整備基本計画」の策定を図り、実現に向けた取り組みを進めていく。

また史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性がある箇所は引き続き補強等の保護措置を検討する。

## 第3節 長期計画（令和12～16年度）

---

### 1 保存

---

史跡指定地における日常的管理の徹底を図り、史跡の保存を確実に維持していく。史跡指定地は、地権者・営農者の高齢化により休耕地化が一層進行すると考えられ、引き続き伝統的農業景観の保全を図る手法を開発しながら、地権者の状況に応じた公有地化も視野に入れて検討を進めていく。

### 2 活用

---

史跡の調査・研究を継続的に推進し、その成果を国内外に発信、多角的に活用しながら、史跡の価値や魅力を一層高めていく。史跡の調査・研究成果を活かした郷土教育教材は、内容の追加・更新を行い、充実化を図る。史跡の啓発普及を図るイベントは、市民協働による取り組みを一層推進し、まちの活性化に繋がる活用事業群を持続的に開催し、観光資源として周知を図り、まちの誇りとなるような史跡を目指していく。

### 3 整備

---

史跡の価値をわかりやすく伝え、地域住民の現代生活に活かせる場所として、地域とともに成長できる史跡を目指す。史跡に関するガイダンス施設の整備に関しては、具体的な整備計画の策定を図り、実現に向けた取り組みを進めていく。また史跡が立地する砂丘地外縁部分について、自然災害等による被災の可能性のある箇所は引き続き補強等の保護措置を検討する。

	短期 (令和2～6年)	短期 (令和7～11年)	短期 (令和12～16年)
保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小湊フワガネク遺跡保存会（仮称）の立ち上げ</li> <li>・追加指定に向けた取組みの推進</li> <li>・伝統的農業景観の保全を図る手法の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地の日常的管理</li> <li>・畑地の休耕地の草木等の管理</li> <li>・地権者の状況に応じた公有化の検討</li> </ul>	
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土教育の教材開発</li> <li>・観光資源の活用プログラムの開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土教育教材の内容更新，充実化</li> <li>・国内外から訪れる観光客を史跡に誘導</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の調査・研究の推進</li> <li>・史跡の情報発信の推進</li> <li>・「夜光貝アクセサリ―製作講座」の推進</li> <li>・講演会・講座等の開催</li> </ul>	
整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示・解説板・標柱等の設置</li> <li>・史跡のガイダンス施設の整備計画の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示・解説板・標柱等の充実</li> <li>・史跡のガイダンス施設の整備計画の策定</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道の整備</li> <li>・砂丘地外縁部分の保護措置の検討</li> </ul>	

表 35 史跡の保存・活用・整備における施策の計画スケジュール

## [付 編]

### 1 小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

#### (設 置)

第1条 この要綱は、史跡小湊フワガネク遺跡を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域振興に資する保存管理・活用整備計画を検討するため史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、史跡小湊フワガネク遺跡に関する次の事項を所掌する。

- (1) 保存管理計画の策定に関する事項
- (2) 活用整備計画の策定に関する事項
- (3) その他保存管理及び活用整備計画策定のために必要な事項

#### (組 織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 地元内関係者
  - (3) 市役所関係者
- 2 委員会に、オブザーバーを若干名置くことができる。

#### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、任命日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

- 2 任期途中で辞職した委員の後任は、前任者の残任期間とする。

#### (委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、奄美市教育委員会事務局において行う。

#### (補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

## 2 パブリックコメント抄録

保存活用計画書 該当箇所	意見の概要（要約）
<p align="center"><b>第6章 史跡の保存</b></p>	<p>○小湊フワガネク遺跡は、ヤコウガイをはじめとする大型貝類を中心とした貝製品の製作加工が行われた遺跡であり、南西諸島では希有な遺跡であるという。それを考えるならば、この歴史を後世に残すことは大変重要であると考えられる。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡から6～7世紀の土器や貝製品等が多数出土したというのは、大変すばらしいことである。小湊集落は、歴史のある集落であることが証明されたといえる。遺跡を良い状態で残していくことには大賛成である。</p> <p>○小湊小学校は、150年近い古い歴史がある学校であるが、生徒数もだいぶ減少している。過疎化が進んでいるのは、奄美大島のどこの集落も一緒であると思われるが、小湊フワガネク遺跡を保存していくことで、少しでも昔の小湊集落の賑わいが戻ってくれたらと思い、遺跡を保存していくことに大賛成である。</p>
<p align="center"><b>第7章 史跡の活用</b></p>	<p>○計画書案では、地形等について、詳細に説明されているが、そうした自然条件が、貝製品づくりの拠点となることにどう関わっているのか、見えにくい感がある。「なぜ貝製品づくりの拠点が小湊だったのか」がわかるならば、小湊の「場所が持っている力」を知ることができるのではないかと。「場所が持っている力」を可視化することができるならば、住民が場所（土地）の特性を自覚することへ繋がり、場所（土地）の特性を活かした産業や事業の発想・展開にも繋がるのではないかと思う。それは観光プログラムづくりにも役立つのではないかと。活用の方向性のひとつとして、「場所が持っている力」を可視化する」取り組みがあってもよい。</p> <p>○史跡の周遊見学の内容が具体性に乏しい。周遊コースを地図で示す等の具体的内容にしてほしい。</p> <p>○史跡を見学するための順路を作してほしい。</p> <p>○発掘調査が行われた場所に、説明板を設置したり、遺跡を再現した展示物等があればよい。</p> <p>○空から観る小湊フワガネク遺跡の景観はすばらしい。この風景をディスプレイや印刷物で観るのではなく、直接観ることができるならばすばらしい体験になると思う。小湊フワガネク遺跡を見渡せる展望施設があればよいのではないかと。新規に設置できれば一番よいが、予算的な都合もあると思うので、まずは隣接する奄美看護福祉専門学校や小湊小学校の協力をいただき、屋上等から展望できるような可能性が探れないか。施設の管理上の問題等もあると思うが、ぜひ検討していただきたい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡の一带は、集落から近くて、子どもたちからスイカやイモ、いろいろな野菜を植えていた。ソテツがきれいで、そのソテツ葉で運動会の時に校門にアーチを作って賑やかだった頃を思い出す。そのソテツが美しい景色も、小湊フワガネク遺跡にあるもうひとつの文化遺産であるような気がする。小湊フワガネク遺跡を保存することで、見学に来られる方が増えてきて、少しでも小湊集落が活性化していくとよい。</p> <p>○史跡や周辺文化財群の周遊コースやガイダンス施設など、いつ頃までにできるのか、整備計画の具体的なスケジュールを知りたい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡を大勢の人たちに周知してもらうため、国道沿い（朝戸入口付近）に大きな看板を設置して誘導する必要がある。</p>

<p style="text-align: center;"><b>第 8 章 史跡の整備</b></p>	<p>○発掘調査した場所に、どのようなものが発見されたのか、説明板を設置してほしい。</p> <p>○今回の計画書作成は、小湊フワガネク遺跡の保存を進めていくいいチャンスだと思う。同時に、出土した夜光貝匙等の出土品の展示や、遺跡の解説などについて理解できる場所を確保して見学者を迎える必要性を感じる。手始めに小湊小学校新校舎か、奄美看護専門学校の一室を借りる等、小さくてもよいから、地元ガイダンス施設を整備することに取り組んだらいいのではないかと。また、遺跡が発掘調査された場所を中心として歴史コースとして見学道路を整備すれば、喜ばれると思う。</p> <p>○現地に出土品も展示できるようなガイダンス施設を整備してほしい。臨時的な展示場では困る。</p> <p>○発掘調査が行われた場所に、発掘調査時の様子を再現したり、貝製品の製作跡等が見ることができるガイダンス施設を整備してほしい。</p> <p>○宇宿貝塚史跡公園のような、遺跡の様子がよくわかるような展示施設を整備してほしい。</p> <p>●史跡の周辺に展示施設を整備する計画が、具体的に決まっているのか。</p> <p>○史跡一帯の畑地に遊歩道を整備して、誰でも自由に歩けるようになるとよい。</p> <p>○発掘調査した場所等を散策できるわかりやすい道路を整備してほしい。</p> <p>○小湊フワガネク遺跡の場所を何度かたずねられたことがあるが、説明するのも難しく、また道路の整備がされていないので案内できなかった。地元に住んでいる私たちが自信を持って教えられるように、道路の整備や、案内板・説明板の設置、遺跡があることがわかるような展示の工夫があればいいのと思う。世界自然遺産へ登録されたならば、小湊フワガネク遺跡を訪れる観光客も増えるに違いない。小湊フワガネク遺跡の整備をぜひお願いしたい。</p> <p>●小湊町内会で里道の伐採をしているが、道路の幅が狭すぎるので広くしてほしい。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 9 章 計画策定に係る 組織体制</b></p>	<p>○地域の意識向上等のために、史跡の保存活用に取り組むための組織作りが必要だと思う。</p> <p>●小湊町内会の総会で、小湊フワガネク遺跡の保存活用委員会（仮称）を発足させて、この小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定委員会と協力して、今後の保存活用に取り組んでいきたい。</p> <p>○この計画書に記載された内容を進めていくためには、市、教育委員会、博物館、専門家の先生方、地元のみならず、さらには国・県も含めて、全体でスクラムを組んで推進していくことが必要である。大きな事業になるが、小湊フワガネク遺跡の保存活用事業の成功を祈っている。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 10 章 実施計画</b></p>	<p>○今回の史跡保存活用計画策定は素晴らしいことだと思う。この計画を実現させるためには、長い時間を要すると思う。まず、①すぐに実施する事業、②少し先までかかる事業、③費用をかけて長期的に整備していく事業等について、スケジュールを地元住民に示したらよいのではないかとと思う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>その他</b></p>	<p>○もともと、故郷の小湊を PR できない寂しさがあった。今後、小湊フワガネク遺跡の保存活用が、今回の計画書にしたがって進められていくと、奄美大島の小湊集落には、立派な小湊フワガネク遺跡と美しいソテツ畑があると自信を持って言えるようになると思う。計画書で示されている取り組みが進められていけば、誰もが訪れたい小湊フワガネク遺跡になると思うし、地元で暮らす住民各自が、もっと小湊に誇りを持ち、自然も人も愛していくようになると思う。楽しみにしている。</p>

- : パブリックコメントで寄せられた意見  
● : 住民説明会で出た意見

奄美市文化財叢書 9

**史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画書**

2020年3月31日発行

編集・発行 奄美市教育委員会

〒894-5555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

印 刷 (有) 奄美共同印刷

〒894-0021 奄美市名瀬伊津部町 21 番 14 号

